

## 雨竜町広報紙広告掲載取扱要綱

令和3年7月1日訓令第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、雨竜町が発行する広報うりゅう(以下「広報紙」という。)への広告掲載について、雨竜町広告事業実施規則(令和3年規則第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の基準及び範囲)

第2条 広報紙に掲載する広告は、規則第5条に定める基準を満たすものとし、広報紙の公共性、公益性及び品位を失うおそれのないものとする。

(広告の掲載位置及び大きさ)

第3条 広告を掲載する位置は、表紙及び裏表紙を除く町が指定したページの最下段とする。

2 広告の大きさは、次の2種類とする。

- (1) 1号広告 縦4.0センチメートル、横18.0センチメートル
- (2) 2号広告 縦4.0センチメートル、横9.0センチメートル

3 掲載する広告の割り付けは、町が行う。

4 広告の色は、黒単色とする。

(広告掲載料)

第4条 広告の掲載料は、1回の掲載につき次のとおりとする。

- (1) 1号広告 10,000円(税込み)
- (2) 2号広告 5,000円(税込み)

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載は広報紙の発行号単位とする。連続する掲載期間は6か月以内とし、当該年の5月号から翌年4月号までの間とする。

(広告の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載希望発行日の1か月前までに、広報うりゅう広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、当該申込者が申込みできる広告枠は、広報紙1号につき1枠までとする。

- (1) 原稿案
- (2) 申込者の業務内容がわかる資料
- (3) 町外に拠点を置く申込者においては当該所在地の納税証明書

(広告掲載の決定通知)

第7条 町長は前条の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上広告掲載の可否を判断し、広報うりゅう広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する方法により版下原稿を作成し、発行日2週間前までに提出しなければならない。

2 版下原稿の作成は、広告主の負担とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。